

## 平成27年度 県民げんき・元気事業企画提案募集要項

### 1 概要

子どもから長寿者まで幅広い世代における交流の機会を創出し、魅力ある「健康長寿の都」を創造するため、県内において実施される、静岡県の魅力（長寿の秘訣）を加味した健康づくりイベントのモデル事業（以下、「モデル事業」という。）を公募します。

提案された企画について採択した折は県も参画し、経費の負担をすることで、事業の実施を支援します。

### 2 対象となる事業

#### (1)実施主体

モデル事業を実施する観光協会、旅館組合、健康づくり団体等の民間団体（下記①参照。以下、「民間団体」という。）、県内市町及び静岡県を構成員に含む実行委員会（下記②参照。以下、「実行委員会」という。）が実施主体となります。

なお、応募時に実行委員会が構成されていない場合は、事業実施までに構成することを条件とします。

また、静岡県が構成員でない場合は、事業実施までに実行委員会に静岡県が構成員に加わることにします。

#### ① 本事業における民間団体とは

- ア 静岡県内に活動拠点を有し、企画した活動を静岡県内で行う民間団体。
- イ 組織、運営に関する定款又は規約等を有し、明確な会計・経理を実施できる団体。
- ウ 宗教活動や政治活動を行うことを目的としない団体。
- エ 暴力団又は暴力団員の統制下でない団体。
- オ 事業の目的を十分に理解し、そのPRや普及活動に積極的に取り組むとともに、事業による活動成果を公表することを拒まない民間団体。

#### ② 本事業における実行委員会とは

- ア 代表者が定められていること。
- イ 県内の民間団体、市町、県（静岡県健康福祉センター：選定後に構成員になることも含む）が構成員に含まれていること。
- ウ モデル事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた実行委員会の規約その他の規程が作成されていること。

- a 実行委員会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - b 実行委員会の意思決定方法
  - c 実行委員会を解散した場合の地位の承継者
  - d 実行委員会の事務処理及び会計処理の方法
  - e a から d までのほか、実行委員会の運営に関して必要な事項
- エ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

## (2)対象事業の要件

次の①から⑤を全て満たすものとします。

要件	内容
①静岡県の魅力	「花」「お茶」「温泉」「水」「森林」「太陽」のいずれかの特徴を生かすイベントが盛り込まれていること。
②健康づくり	「食育」「運動」「こころ」「たばこ」「歯」「生活習慣病予防」の6つの領域のいずれかに関する健康づくりイベントが盛り込まれていること。
③継続性	事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本実行委員会を活用した取組の継続が可能であること。
④広報	事業の内容について、県が事例集の作成をする際の協力、実施内容報告会での発表ができること。
⑤その他	国、県から他に財政的支援を受けていないこと。

※ 1 実行委員会において提案できる事業は、同一年度につき1事業とします。

※ 平成25、26年度に負担金を交付された実行委員会が事業を実施する場合は、要件①及び②を変更し、平成25、26年度事業と異なる事業または発展・改善した事業内容であることとします。

## 3 開催経費の支援

### (1)対象となる経費

モデル事業の実施に要する経費

区分	経費
報酬、謝金	講師謝金（実行委員会の構成員に係る人件費を除く）
旅費	講師等の旅費、事業実施のための旅費（実行委員会における旅費を含む）
印刷製本費	チラシ、ポスター、記録用の写真代等

消耗品費	用紙・封筒・文房具類等の購入
広報費	事業の広報周知にかかる経費
通信運搬費	事業の遂行に必要な物品の運送代、郵送代等
使用料・賃借料	会場、備品・車両等の借りに係る経費
その他	知事が必要と認める経費

※ 対象とならない経費

- ・事業の終了後、個人の持ち物となりうる物品の購入に係る経費
- ・モデル事業参加者に直接提供するサービスに係る経費
- ・講師等以外の宿泊に係る経費
- ・その他趣旨の不明確な経費

#### (2) 負担金の額

- ア 対象となる事業の経費の 1/2 以内とし、100 万円を上限とします。  
 イ 負担額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

## 4 応募方法

### (1) 応募期間

平成27年4月1日（水）～平成27年5月20日（水）※必着

※ 持参の場合は、午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日祝日を除く）

### (2) 書類の提出先 及び 応募に係る問い合わせ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 健康福祉部 健康増進課

電話番号 054-221-2433

FAX番号 054-251-7188

メールアドレス [kenzou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kenzou@pref.shizuoka.lg.jp)

### (3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

※書類は静岡県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/genkigenki.html>

なお、郵送を希望の団体は、健康増進課まで御請求ください。

ア 県民げんき・元気事業企画提案書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 負担金所要額調書（様式第3号）

エ 実行委員会概要書（様式第4号）

※実行委員会が構成されていない場合はモデル事業を実施する団体の概要

オ その他参考資料（団体の活動状況が分かるもの等）

## 5 モデル事業の選定

県は、庁内関係部局で構成する選定委員会において企画提案書類の内容を確認し、モデル事業として採択の可否について決定します。

選定結果の通知については、平成27年6月中旬を目途に、企画提案者に通知します。

## 6 事業の実施 及び 負担金の交付申請

事業が採択となり、採択通知を受け取った団体は、「県民げんき・元気事業実施要綱」に基づき、事業の実施及び負担金の交付申請等の手続きを行ってください。

## 7 事業の実施期間

交付決定後から平成28年2月15日（月）まで

### 【事業採択のイメージ】

